

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 水産課
内線番号	4997

No.	項目	内容
①	処分名	漁業権行使規則、入漁権行使規則の認可及び変更・廃止の認可
②	法令名	漁業法
③	法令番号	昭和24年法律第267号
④	根拠条項	第百六条第7項及び同条第9項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第百六条 7 行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 9 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。
⑦	審査基準	1、漁業法第百六条第三項に規定することとされている事項が規定されていること。 2、水産業協同組合法第五十条の規定による特別決議や漁業法第百六条第四項の規定により同意を要するものについて、その要件を満たしていることが確認できる資料が添付されていること。 3、内容が不当に差別的でないこと。 4、内容が京都府漁業調整規則の規定に違反していないこと。 5、京都府暴力団排除条例における暴力団員等に該当する者を排除するための規定が盛り込まれていること。
⑧	経由機関名	京都府水産事務所(京都府中丹広域振興局及び京都府丹後広域振興局の所管区域に住所を有する者の申請に限る)
⑨	協議機関名	無し
⑩	標準処理期間	
		(⑪合計期間)90日
	経由機関	10日
	協議機関	—
	当該処分機関	80日
⑫	問合せ	農林水産部 水産課 漁政企画係(電話:075-414-4997)
⑬	備考	行使規則の認可については漁業権の免許と同時に実施する内水面にあたって、行使規則の変更の認可については遊漁規則の変更と同時に認可する。